

判決年月日	平成 2 2 年 3 月 2 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成21年（行ケ）第10179号		
<p>「ヒートセル」の発明において、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌すると、引用発明との一致点の認定に誤りがあり、また、引用発明に周知の技術手段を適用することには積極的な阻害要因があるとして、審決の進歩性の判断に誤りがあったとした事例</p>			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

第 1 原告の被承継人は、「ヒートセル」とする発明に係る特許出願につき拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求するとともに、手続補正書を提出したが、同手続補正を却下した上、審判の請求は成り立たないとする本件審決がされた。本件審決の理由は、同手続補正に係る本件補正発明は引用発明 1，周知の技術手段等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから独立特許要件を欠き、同手続補正前の本願発明も同様の理由により当業者が容易に発明をすることができたものである、というものである。

第 2 本判決は、次のとおり判示するなどして、本件補正発明と引用発明 1 との一致点の認定及び本件補正発明と引用発明 1 との相違点 1 についての判断に誤りがあると判断し、本件審決を取り消した。

1 一致点の認定の誤りについて

(1) 本件補正発明の「ポケット」の技術的意義

「請求項 1 の記載から、本件補正発明の「ポケット」の技術的意義を一義的に明確に理解することはできないから、これを明確にするため、以下、本件補正明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して、その技術的意義を検討することとする。」

「発明の詳細な説明の記載によると、本件補正発明の「ポケット」とは、「少なくとも 2 つの向かい合った表面を有する統一構造」を構成する 2 つの基材の一方に熱成形等の何らかの方法により形成され、粒状発熱組成物を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間を意味し、単に、平坦な 2 つの基材によって形成される袋状の内部空間を指すものではないと解釈するのが相当である。」

(2) 引用発明 1 の「偏平状袋」の技術的意義

「引用例 1 には、偏平状袋の片面を通気面とし他面を接着面とすること、偏平状袋内に発熱剤を略均等な偏平状となるように装入すること、及び偏平状袋内が減圧されるため同袋が大気圧により圧偏状態を維持することができることが記載され、また、第 2 図には、偏平状袋が平坦な 2 つの基材（通気性面を有するもの及び非転着性粘着剤層を有するもの）から形成され、発熱剤が充填されて偏平状となっている様子が示されているにとどま

り、偏平状袋を構成する平坦な2つの基材の一方に、熱成形等の何らかの方法により形成され、発熱剤を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間が形成されることについての記載又は図示は全くないから、引用発明1の「偏平状袋」は、「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造」であるというにすぎず、当該統一構造に「ポケット」が形成されたものとまでいうことはできない。」

(3) 本件審決の認定の当否

「上記(1)及び(2)によると、引用発明1の「偏平状袋」は、本件補正発明の「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造」には相当するものの、「ポケット」を備えるものではないから、両発明につき、粒状発熱組成物の粒子が「ポケット」中に組み入れられているとの点で一致するとした本件審決の認定は誤りであるといわなければならない。」

2 相違点1についての判断の誤りについて

(1) 引用発明1の目的

「引用例1の記載によると、引用発明1は、発熱剤の酸化発熱の前においては、相当のゆとりを持った状態で発熱剤を偏平状袋内に装入した上、発熱剤の酸化発熱の開始後においては、酸素の通気量が制限されていることにより偏平状袋内が酸素不足の低圧状態となることに従って偏平状袋に作用する大気圧を積極的に利用し、これによって偏平状袋の圧偏状態を維持し、もって、偏平状袋がどのような向きで使用される場合であっても、発熱剤が重力方向に片寄らないようにすることを目的とするものということができる。」

(2) 相違点1中の「該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され」との構成の技術的意義

「請求項1には、「充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され」と記載されているところ、ここでいう「該割合」が「充填容積とセル容積の割合」を指すものであることは文言上明らかであるし、「該割合」が「セル壁への特異な圧力なしで」維持される、すなわち、セルの変形等によるセル容積の変更がない状態で維持されるというのであるから、...上記構成にいう「維持」とは、当該割合に係る一定値がおおむね維持されることを指すものと解釈するのが相当である。」

(3) 引用発明1において上記(2)の構成を採用することについての阻害要因の有無

「前記(1)の引用発明1の目的に照らすと、同発明に前記(2)のような技術的意義を有する構成(充填容積のセル容積に対する割合を0.7ないし1.0とし、かつ、当該割合に係る一定値をセル壁への特異な圧力の使用なしにおおむね維持するとの構成)を採用することは、偏平状袋内に低圧状態が生じることに従って偏平状袋に作用する大気圧を積極的に利用するという引用発明1の目的に正面から反するものであり、そのような構成を採用すると、引用発明1の目的を実現することができなくなるものであるから、引用発明1において上記(2)の構成を採用することには、積極的な阻害要因があるというべきであ

る。」

(4) 本件審決の判断の当否

「以上によると、仮に、上記(2)の構成が周知例1、2等に記載された周知の技術手段であったとしても、これを引用発明1に適用することはできないから、引用発明1に周知例1、2等に記載された周知の技術手段を適用し、上記(2)の構成を含む相違点1に係る本件補正発明の構成を採用することが当業者において容易に想到し得るものであるとした本件審決の判断は誤りであるといわなければならない。」